

施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上

<p>【推進施策 18】</p> <p>子どもが子どもの権利について学習ができるよう条件整備と支援を進めます。 特に学校における権利学習を進めます。</p>		
67	<p>カリキュラムの中での位置づけと工夫、教材の開発、教育・学習方法の研究等への支援を充実させます。</p> <p>また権利学習講師派遣事業及び権利学習についての資料等を充実します。</p>	<p>〈子どもへの支援〉</p>
68	<p>川崎市子ども会議や子ども夢パークをはじめ、子どもの居場所や活動する場における子どもの権利学習を支援します。</p>	
69	<p>「こどもページ」を子どもたちが楽しく親しみの持てるよう内容を充実します。</p> <p>また「こどもページ」作成に子どもが参加し、子どもの意見を反映します。</p>	
<p>【推進施策 19】</p> <p>個別の支援を必要とする子どもが子どもの権利について気づいたり学んだりできるよう支援します。</p>		
70	<p>日本語指導等協力者派遣事業を推進し、生活言語及び学習言語の習得を充実します。</p>	<p>〈個別の支援を必要とする子どもへの支援〉</p>
71	<p>多様な文化的背景のある子ども、不登校の子ども、障がいのある子ども等が子どもの権利について学習する際にその方法を工夫します。</p>	
72	<p>児童養護施設に入所する子どもに対して子どもの権利ノートの趣旨の周知に努めます。</p> <p>また、施設管理者に対して、子どもの権利ノートを活用するよう働きかけます。</p>	

【推進施策 20】

学校や社会教育の実践及び母子保健事業等により、おとなを対象とした子どもの権利に関する学習を進めるなど啓発を進めます。また、子どもの権利について理解を深めるため、職員に対する啓発及び研修を充実させます。

73	かわさき子どもの権利の日事業を市民参加のもとでさらに充実します。
74	子どもの権利の日週間を中心とした、権利学習の公開授業を進めます。また、実施状況を調査し、学校での取り組みが充実するよう支援します。
75	「子どもの権利 Q&A」「条例パンフレット」に子どもの意見を取り入れ、効果的に配付し、活用を促します。
76	親・地域・教職員、保育園等のおとなを対象とした研修を充実し、子どもの権利に関する理解がさらに深まるよう、啓発に努めます。
77	保健福祉センターにおける両親学級等で、子どもの権利に関する啓発に努めるとともに、保健師の研修を進めます。
78	子ども夢パーク・こども文化センター・わくわくプラザにおけるスタッフを対象とした子どもの権利に関する研修等を支援します。
79	青少年育成団体、社会教育関係団体、子どもに関わる活動をしている市民グループ及び関係機関への情報提供を充実させるとともに、連携を進めます。
80	行政職員を対象とした研修を充実し、子どもの権利に関する理解がさらに深まるよう啓発に努めます。

〈子どもの権利を保障する担い手への支援〉